

ご入会にあたって

NPO 法人日本健康ペアダンス協会

ご入会にあたって

(ご入会される方は必ずお読みください)

NP0 法人日本健康ペアダンス協会 設立趣旨より抜粋

平成26年度の高齢社会白書によれば（入院者を除く）5人のうちの4人の高齢者は元気（または普通）に暮らしているという現状があります。（中略）

『要介護の方々をどう支えるか』に関しては、現在数多くの団体に取り組んでおられますので、私たちは、この5人のうち4人の方々に焦点を当て、介護予防の一端を担っていきたいと考えております。（中略）

そこで健康増進の軸に、コミュニケーション文化の最も古い形の一つである「ペアダンス」を導入。殆どすべての「ペアダンス」は、他者とふれあいながらの共同作業であり「1人では完結できない作業」です。「ペアダンス」に取り組むことは、お互いを思いやる心、お互いの存在を尊重し合う心を育みます。また人体的な反応として、リズム運動や、肌と肌の優しいふれあいから、セロトニンやオキシトシンといった幸せを感じるホルモンの分泌を促します。

幸せを感じることの身体的効果は計り知れません！（中略）

自身がいきいきと元気でいることは、社会貢献にも繋がるのです。

以上、抜粋終わり

NPO 法人日本健康ペアダンス協会 定款より抜粋

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての市民を対象とし、健康ペアダンス及び各種講座、多世代による交流会を通じ、共に音楽や芸術を楽しみ、人と人との手を取り合って踊る楽しさ等を共有することにより、コミュニケーション能力の向上や健康増進を図ると同時に、介護予防の推進や子供・青少年や中高齢者の心身の健全化に貢献しつつ、市民や行政、企業が協働したあたらしい形のまちづくりの推進に関する事業を行い、地域活性化及び福祉・教育の充実と文化振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ☆保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ☆社会教育の推進を図る活動
- ☆まちづくりの推進を図る活動
- ☆学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ☆子どもの健全育成を図る活動
- ☆職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- ☆健康ペアダンスに関する事業
- ☆各種文化講座に関する事業
- ☆異文化交流に関する事業
- ☆市民の潜在的技術の活用に関する事業
- ☆多世代による交流会開催に関する事業
- ☆その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する目的で入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の事業に賛同してサービスを利用する目的で入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じず、理事会において退会と決議したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会の届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

(附則)

この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員(個人・団体) 0円 賛助会員(個人・団体) 0円 利用会員 0円

(2) 年会費 正会員(個人・団体) 5,000円 賛助会員(個人・団体) 1口1,000円

(5口以上) 利用会員 3,000円

以上、抜粋終わり

NPO 法人日本健康ペアダンス協会 会員規約

- 1、当協会はペアダンスを気持ちよく楽しむ環境をととても大切にしています。商行為や悪質な勧誘、乱暴な言動および振る舞いなど、他の会員に迷惑となる行為は一切禁止します。発覚した場合は事実確認のもと厳重注意の対象となります。その後も行為が止まらない場合は理念に賛同していないと見なし、除名されることがあります。
- 2、当協会ではペアダンスを楽しむことを軸とした、会員同士の健全な交流を推奨しておりますので、金銭の貸借等、トラブルの原因となる行為は一切禁止とします。
- 3、当協会は万が一の事故やケガなどに備え、スポーツ保険にご加入されることを強くお勧めしております（年間 1200~1800 円程度。詳細はお尋ねください）。万が一の事故やケガなどについては、ご本人の自己責任となりますので、スポーツ保険にご加入くださるようお願い申し上げます。
- 4、会員の有効期限は入会月から翌年の同月末日までとします。例）4月 10 日入会→翌年の4月末日まで
- 5、更新のお手続きは書面にてお知らせします。継続を希望されない方は、その旨書面または電話にて事務局へお申し出ください。尚、三ヶ月を過ぎてもご連絡がない場合は自動的に退会となりますのでご了承ください。
- 6、継続をご希望される方は申込書にご記入の上、所定の年会費を添えてお申込みください。口座振替のできない方は書面に記載の指定口座へお振込みいただくか、事務局受付にて現金でお申込みください。
- 7、会員証は会員特典を受ける際や講座を受講する際に提示が必要となります。会員証はご本人様のみ有効とさせていただきます。

